

業務指示書

ミャンマー国ヤンゴン市下水道分野情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月6日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月11日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：下水道計画、下水道施設計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／下水道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道事業運営に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水道施設】

- 1) 類似業務の経験：下水道施設計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 運営維持管理】

- 1) 類似業務の経験：下水道施設の運営維持管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月15日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

測量・地質調査
環境社会配慮

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MMK1 = 0.08258 円, US\$1 = 110.733 円, EUR1 = 130.097 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道計画
下水道施設
運営維持管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.25 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）において、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月28日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ミャンマー国ヤンゴン市下水道分野情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/下水道計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 下水道施設	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 運営維持管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ミャンマー連邦共和国の旧首都ヤンゴン市は、人口約 521 万人（2014 年）を抱える当国の経済活動の中心地であり、1 日に約 500,000 m³（2011 年）、の下水（し尿、生活雑排水、事業所排水）が発生している。そのうち、中心商業地区（Central Business District。以下「CBD」という。）が人口約 25 万人、下水約 100,000m³/日を占める。

し尿の処理については、19 世紀末の英国植民地時代に整備されたし尿回収管路に対し、2005 年に当国政府が自己予算で整備した下水処理場（処理能力約 15,000m³/日）を接続している。しかし、回収地域の拡張は進んでおらず、また、既設のし尿回収管路も圧送ポンプの故障や老朽管からの漏水等の問題が発生しており、下水処理場への汚水流入量は 2,300 m³/日程度に留まっている。これは、同市人口の約 5%分でしかなく、残り約 80%は腐敗槽で処理、約 15%は未処理のまま雨水排水路に排出されている。この他、生活雑排水、事業所排水も全て雨水排水路に排出され、同市内の河川・湖の水質悪化を招いている。さらに、雨季には市内各地で雨水排水路からし尿、排水が混入した汚水が溢れて浸水被害が起きており、衛生環境の悪化を招いている。加えて、今後「ヤンゴン都市圏上水整備事業（フェーズ2）」（円借款、2017 年 L/A 調印）で CBD 内の上水道整備（給水量約 86,000m³）が進むことから、更に下水量の増加が見込まれる。

以上のように、ヤンゴン市の下水道セクターには早急な対応が望ましいが、効果的な援助アプローチ検討・案件形成促進のためには、更なる情報収集と分析が必要であることから本調査の実施に至った。

2. 業務の概要

(1) 業務の目的

ミャンマー国ヤンゴン市における下水道の現状と課題について、円借款や技術協力などを活用した効果的な援助アプローチのために必要な情報収集・分析を行う。

(2) 対象地域名：ヤンゴン市

(3) 相手国実施機関：ヤンゴン市開発委員会水衛生局（Engineering Department (Water and Sanitation), Yangon City Development Committee (YCDC)。以下、YCDC という。)

3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「5. 業務の内容」に述べる内容の業務を実施するとともに、「6. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものとする。

4. 実施方針および留意事項

(1) 既存資料の活用について

JICA 等の日本政府機関及び他ドナーによる下水道・排水セクターに関連する調査が実施されており、本調査の実施に当たっては、これら実施済み／実施中の調査結果や入手済みの資料を最大限活用した上で、内容の整合性を確認しつつ、効率的な作業を行うことが求められる。なお、事業対象候補地については CBD の 6 タウンシップ（Latha、Lanmadaw、Pabedan、Kyauktada、

Botahtaung、Pazundaung) 及び、Dagon タウンシップの南部を含めた C1 処理区とする。詳細な事業対象候補地については、2016 年に実施された経済産業省の報告書 (http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000365.pdf) を参照すること。

(2) 世界銀行の事業との連携

世界銀行（以下、「世銀」という。）、は CBD の雨水排水路の改善を目的とした「South East Asia Disaster Risk Management」の実施を 2017 年 6 月の理事会で決定している。同事業の協力範囲をについて確認し、JICA の事業との協力可能性も検討すること。

(3) 本邦企業の技術活用について

本邦企業に優位性がある技術について把握し、本邦技術の活用の可能性について検討する。また、本邦企業へのヒアリング等を通じて、本邦企業が国際的に比較優位を有している設備及び機材、工法を特定する。

なお、本案件に係る提案については、ファイナル・レポートには技術の概要のみの記載をすることとし、企業から収集したデータについては、当該技術を有する本邦企業や本邦技術の比較優位等、詳細情報について取りまとめ、JICA に別途提出する。

5. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成・協議

- ① 調査方針・内容に関し、JICA 担当者と協議を行う。
- ② 以下の項目に関し、既往の調査報告書・都市開発計画の確認を行い、現地調査での作業内容を把握する。
 - 1) 自然条件（地形、地質、気象、水利、水文、水質等）
 - 2) 経済・産業（ヤンゴン地域の GDP、産業構造、工業地帯等）
 - 3) 社会状況（人口動向、腐敗槽や下水道等の整備状況に起因する保健・衛生面への影響）
- ③ 既存の関連資料を精査し、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を記載したインセプション・レポート案を作成する。
- ④ JICA との協議後、YCDC 水衛生局に説明を実施する。

(2) 調査

- ① (1) ②について、必要に応じて現地にて情報を収集し、補足する。
- ② ヤンゴン市の下水道・排水セクターにおける現状確認、課題の分析
 - 1) ヤンゴン市の下水道に係る政策・制度・関連法、ガイドライン、設計基準等を確認する。本邦/外国企業の下水道事業投資に関するミャンマー国内制度も併せて確認をすること。
 - 2) 既存の下水道施設の踏査を行い、地勢、土地利用、道路状況、管路状況及び近接構造物等の現地状況を確認する。腐敗槽の整備状況や汚泥回収状況等の確認も併せて実施する。
 - 3) 生活排水等が雨水排水路に流れ込んでいる状況から、市内の水路や湖、川の水質への影響及び、衛生面から都市環境・生活環境への影響についても確認を行う。また、気候変動の影響として想定される豪雨や洪水の際における公衆衛生環境の悪化についても分析する。
 - 4) 実施機関の組織体制及び人員配置、技術力の確認、既存施設の稼働状況及び維持管理状況、

収入支出・維持管理資金計画等の予算や財務状況の確認等を通じて、事業実施体制や実行能力について確認する。

- 5) 工業排水処理管理体制について、所管省庁の取り組み、管理体制、制度について確認を行う。なお、技術協力「水環境管理及び環境影響評価制度の能力向上プロジェクト」へのヒアリング等を通じた確認も行うこととする。
- 6) ヤンゴン地域政府やYCDCの現在の取り組みや他ドナーの事業、外国企業の動き等についても確認する。

(3) ヤンゴン市の下水道整備に係る基礎情報の収集・分析

① 事業の必要性の確認

(2)で検証した結果を基に、下水道施設整備の必要性について検討する。必要性が確認された場合は、事業の目的や意義を明確にする。

② 基本条件の確認

- 1) 上水道施設の整備状況・計画給水量を基に、事業対象候補地(CBDの6タウンシップ(Latha、Lanmadaw、Pabedan、Kyauktada、Botahtaung、Pazundaung)及び、Dagonタウンシップの南部)における汚水発生量の確認を行う。その場合、汚水発生量の原単位の算出根拠を明らかにし、汚水処理人口についても確認を行う。
- 2) 事業対象候補地(CBDの6タウンシップ(Latha、Lanmadaw、Pabedan、Kyauktada、Botahtaung、Pazundaung)及び、Dagonタウンシップの南部)・下水処理場用地の都市計画や周辺施設及び既存施設の現況の確認を行うこととし、国内準備調査で情報が不足していれば、測量・地質調査(地下水位、地盤調査、地形測量等)を実施し、報告書に反映する。なお、調査項目については、必要な調査の細目を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。測量・地質調査は現地再委託も可とする。なおその場合は、別見積もりとする。
- 3) 既存施設の更新が提案される場合は、既存施設を運用しながらの更新工事となることに留意する。下水処理場の検討では施設容量の検討に加え、当面は腐敗槽汚泥や工業排水の受け入れの必要性も考えられることから、これらの状況を考慮して、処理方式を検討する。排除方式について、分流式と合流式の比較検討を行うこととする。分流式の検討には、各戸接続にどの程度の期間が必要となるか、所得階層が似た他都市の事例などを活用して、確認・検討を含める。
- 4) 電力利用可能量を調査し、下水道施設を整備し、維持管理を続けることが可能か分析する。
- 5) 下水道施設に活用が期待できる本邦技術の導入も検討に含め、その場合は調達事情についても確認を行うこととする。

③ 下水道設備の概略施設計画

②で確認した基本条件を基に、下水処理場、管渠、ポンプ等の施設の概略施設計画を作成する。

④ 運転維持管理体制の概要確認・検討

②、③で確認した情報を基に、事業対象候補地(CBDの6タウンシップ(Latha、Lanmadaw、Pabedan、Kyauktada、Botahtaung、Pazundaung)及び、Dagonタウンシップの南部)下水道施

設を整備した場合に必要と考えられる運転維持管理体制を検討する。なお、能力向上の検討については（４）①で行うこととする。

⑤概算事業費の算定

事業対象候補地（CBD の 6 タウンシップ（Latha、Lanmadaw、Pabedan、Kyauktada、Botahtaung、Pazundaung）及び、Dagon タウンシップの南部）に下水道を整備する場合の、建設費、事業費、維持管理費を概算で算定する。

⑥財務持続性の確認

事業対象候補地や下水道施設の規模、排除方式や処理方法の概要が確認できた後に、YCDC の下水道事業の財務持続性について確認を行う。現在、下水道料金の徴収は行われていないため、下水道料金の検証を補助金の有無を含めて分析する。下水道事業の財務持続性が確認できた後、YCDC 水・衛生局全体の財務持続性についての検討をする。YCDC 水・衛生局は円借款を活用して上水道施設整備を行っているため、円借款の借入と返済を考慮した財務持続性の検討を行うこととする。なお、YCDC 水・衛生局の財務持続性に係る既存資料は、調査開始後に JICA から提供する。

⑦環境社会配慮・気候変動適応策に関する確認

ヤンゴン市の下水道整備を事業化するにあたり、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」（以下、「JICA ガイドライン」）上の環境カテゴリ分類は B になることが想定される。本調査の報告書作成にあたっては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。また、現時点で大規模な住民移転は想定されていないが、簡易住民移転計画等の作成に必要な基礎情報を、当該事業の実施可能性の確認の観点から収集・整理する。関連調査結果も JICA へ提出する。調査の実施に当たり、必要に応じて現地再委託も可とし、その場合は別見積もりとする。また、相手国側の環境社会配慮制度・組織について確認を行う。

また、世銀が雨水排水路の整備を行い、JICA が下水道の整備を行う場合、水衛生環境の悪化による感染症拡大の抑止や内水氾濫のリスク緩和に寄与するため、気候変動の適応に資すると位置付けられる可能性がある。更に、腐敗層汚泥の受け入れについても検討するため、腐敗層汚泥の処理により温室効果ガス削減の効果が期待されるため、気候変動への緩和に資する事業とも位置付けられる可能性がある。については、気候変動対策支援ツール／適応策（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html）を参照し、可能な範囲で事業対象候補地域における気候変動に係るリスク評価と、回避・軽減される可能性、追加的なリスク対策などを確認する。また、気候変動対策支援ツール／緩和策（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html）を参照し、期待される温室効果ガスの削減量の推計を行う。

（４）ヤンゴン市開発委員会の下水道事業の運営改善に係る基礎情報の収集・分析

①事業の必要性の確認

技術協力プロジェクトを通じた下水道運営能力向上の必要性について検討する。本事業の必要性を判断するには、法制度・規制、開発政策・計画、組織体制、財務、維持管理技術に係る情報の

整理を行い、支援優先度の高い課題を複数特定する。上記（3）による施設整備後の運営維持管理体制構築のための支援についても検討を行う。本事業の必要性が確認された場合は、本事業の目的や意義を明確にする。

②技術支援の概要確認・検討

上記①で特定した課題をベースに、おおまかな技術支援内容（PDM上のプロジェクト目標、成果項目、活動実施対象機関のレベル、重点とするサブ課題等）を提案し、ミャンマー実施機関へ説明の上、ニーズ及び優先順位を確認する。

（5）ドラフト・ファイナル・レポートの作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、内容について、JICAの了承を得たうえで、ミャンマー政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。なお、説明には調査結果を簡潔にパワーポイントでまとめることとし、パワーポイントは説明前にJICAの了承を得ること。

① ファイナルレポートの作成

ミャンマー政府関係者などへのドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議を踏まえ、内容について、JICAの了承を得たうえでファイナルレポート（成果品）を作成する。

6. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書及びその記載内容等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「ファイナル・レポート」とする。各報告書の先方政府への説明及び協議に際しては、事前にJICAへ説明の上、その内容について了承を得るものとする。ファイナル・レポートには、ミャンマー語の要約（Executive Summary）を添付すること。

（1）調査報告書

1）インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画等

提出時期：2017年11月上旬

2）ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2018年1月下旬

部数：日本語版5部、英語版5部

3）ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2018年3月下旬

部数：

① 要約版：和文5部（標準製本、CD-ROM）

② 完全版：英文 8 部（標準製本、CD-ROM）

③ 先行公開版*：和文 5 部（簡易製本、CD-ROM）、英文 5 部（簡易製本、CD-ROM）

* 完全版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた早期公開版を作成し、調査終了後速やかに公開する者。一定期間非公開となる情報は原則以下の通りであるが、具体的な削除対象箇所については、別途、監督職員と業務主任者が協議の上決定することとする。

ア. 実施機関の運営・財務情報のうち、公開されていない情報。

イ. 積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

ウ. 民間の事業や財務に関わる情報

（2）コンサルタント業務従事月報

記載事項：各月の業務進捗の概要、業務従事者の従事計画／実績表など

提出時期：毎月

部数：1 部

（3）作成資料及び収集資料

記載事項：作成及び収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：その都度

部数：1 部

なお、必要に応じて各種レポートの別添とすることにより、提出を省略することも可とするが、詳細は JICA の指示に従うこととする。

（4）会議記録

記載事項：ミャンマー側との各種協議の結果、JICA との打合せ結果等

提出時期：その都度

部数：1 部

（5）現地調査計画書、現地調査結果報告書

記載事項：現地調査の計画、現地調査の報告事項（現地調査前後の会議時に活用）

提出時期：現地調査出発前及び現地調査から帰国後

（6）本邦技術資料集

記載事項：本調査で収集した本邦企業に優位性がある技術に係る詳細情報をまとめたもの

提出時期：ファイナルレポートと同時期

部数：3 部

（7）報告書の印刷及び電子化の仕様

1) 印刷仕様

ファイナル・レポート（完全版）以外の報告書は簡易製本により作成することとし、報告書等の印刷、電子化（CD-ROM）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電

子媒体に関するガイドライン」を参照する。

2) 報告書作成にあたってのその他留意事項

- ① 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ② 報告書については、効率良く理解できるよう、図表・チャート類を有効に活用すること。
- ③ 転載する図表等には必ずその出展を明記すること。
- ④ 図表リスト、略語リスト及び参考文献リストを適切な位置に記載すること。
- ⑤ 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ⑥ 英文報告書は必ず経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。メンバー側に対する説明用資料についても、可能な限り同様な扱いとすること。
- ⑦ 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ⑧ 報告書が分冊形式になる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう特に工夫を施すこと。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は2017年10月下旬より業務を開始し、2018年3月下旬の終了を目処とする。全団員が同一のスケジュールで現地調査を行う必要はない。想定する業務工程は以下の通り。

年 月	2017			2018		
	10	11	12	1	2	3
国内作業	■		■		■	■
現地調査		■	■	■		■
報告書提出		△ IC/R		△ DF/R		△ FR

2. 業務量の目安と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目安： 約 15.00 M/M

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/下水道計画 (2号)
- 2) 下水道施設 (3号)
- 3) 運営・維持管理 (3号)
- 4) 施工計画・積算
- 5) 経済財務分析

6) 環境社会配慮

3. 現地再委託

測量・地質調査、環境社会配慮に関し、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業などに再委託して実施することを認める。その場合は、別見積もりとする。再委託に当たっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

4. 参考資料

ミャンマー国 ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査報告書
第6巻 下水道・排水マスタープラン (2014年3月)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017214.html>

ミャンマー国 ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査報告書
第7巻 下水道・排水フィージビリティスタディ (2014年3月)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017296.html>

平成28年度 質の高いエネルギーインフラシステム海外展開促進事業 (円借款・民活インフラ案件形成等調査) ミャンマー国：ヤンゴン市下水道設備改善計画調査報告書 (平成29年2月、経済産業省)
http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/H28FY/000365.pdf

世銀「South East Asia Disaster Risk Management」
<http://projects.worldbank.org/P160931/?lang=en&tab=overview>

6. その他の留意事項

(1) 通訳備上及び翻訳費

業務実施上の必要に応じて、現地にて通訳を雇用することを可とする。ミャンマー語⇄英語(もしくは日本語)通訳の現地備上に係る経費は見積もりに計上すること。また、資料の翻訳費についても見積もりに計上すること。

(2) 現地ステークホルダー協議について

現地ステークホルダー協議の開催費用については、原則、先方関係機関の負担とする。

(3) 安全管理

現地作業開始に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所、在ミャンマー日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関

係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

